

●児童養護施設からの発信

児童養護施設とは、「保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、あわせてその自立を支援する施設」のことです。

現在、全国で約550施設、約2万9千人の児童が生活しています。

望ましい食生活は、子どもの安全基地としての食卓

児童福祉施設には、食習慣が身につけていない子どもや、家庭での食事時のアブユーズ体験により歪んだ食の意識を植え付けられた子どもが少なからずいます。家庭に代わる施設の生活は、食卓を中心とした子どもの安全基地づくりとして位置づけられるものです。

- 食卓を中心とした子どもの養育の安全基地づくりと関係性の修復
- 食は自立支援の大きな柱 “Social Skill Training” を!
- 1人ひとりの存在がかけがえのないものとなる食生活を

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修「子どもの権利を擁護するために－児童福祉施設で子どもとかわるあなたへ」(財)日本児童福祉協会発行より抜粋)

児童養護施設における具体的活動実践事例

■ 食教育のめざすところ

当園では基本理念に基づき、生活全般について自立支援計画を作成し、サポートしている。その一環として食生活に関しても計画を作成している。食生活自立支援計画は基本となる「食べ方」からはじまり、手洗いなど衛生に関すること・食事中のマナー・退園後の自立に向けた内容などにも着目して計画を立てている。当園は乳児院も併設しているので、0歳児より高校生までの各年齢別に獲得しておきたい目標を設定し、それに応じた援助を行うようにしている(表1)。

自立支援の最終的な目標は、各児童が施設を出て自力で生活するとき自分の食べるものを自分で管理できることであり、①限られた生活費のなかから用意できるようになること(調理する、購入するも含める)、②自分の健康維持に配慮した食事内容を考えることができること、③仲間や家族と食事をしながら楽しい時間を過ごすことによって、社会のなかに存在し生きてい

く喜びにつながられること、と考えている。

■ 食教育の方法

献立作成時の留意

栄養のバランスや食べ物の旬、予算的制限、食材料や料理の組み合わせなどに配慮したメニュー。年間通じての行事食の実施。

実際の食事場面での対応

日常の調理実習

食生活自立援助計画に基づき、年間調理実習計画を作成して実施。

ホームステイ事業による家庭での食生活の体験

退園前の食生活自立訓練

中高生を対象に1日～数日間にわたり食事全般を自分で行う実習の実施。1日3回すべての食事の献立作成、予算内での食材料の買い物、調理し試食し、感想等のレポートの提出。

表1 食生活自立援助計画

食生活自立援助方針

援助方針	<ul style="list-style-type: none"> 食生活は体の発達と共に心の安定と発達を支えるものである。よい環境で、四季折り折りの変化に富んだ食事をゆっくりくつろいだ楽しい雰囲気の中で摂り、嗜好の幅を広げ、基本的なマナーを身につけていけるように援助する。 食生活に徐々に参加し、食生活の知識や技術を身に付け社会的自立を迎えられるよう援助する。 	
年齢	獲得目標	援助内容
0才	食を楽しい 離乳食の開始 スプーンに慣れる 歯茎でそしゃくができる 支えられてコップから飲むことができる	抱くなど（対面して）目を合わせ話しかけながら楽しい雰囲気を与える 嫌いなものは無理強いしない
1才	スプーンで食べたり、コップから1人で飲むとする 手にもった物を口に運ぶ	嫌いなものでも一口与えてみる よく噛み、よい食べ方ができるように習慣付ける スプーンの正しい持ち方を教える（徐々にペン持ちへ）
2才 — 3才	スプーン、コップを上手に使い、食器を持って食べる 箸に関心をもち次第に箸に移行する 交互に食べるようになる 食事を楽しみにする 食事中席を立たない	食前の手洗いを習慣付けていく 食前後の挨拶を促す 歯磨きの習慣付け
4才 — 5才	箸を使って食べる 食事の準備、後片付けに興味を持つ 正しい姿勢、正しいマナーを身に付ける 身近な食材を知る 主な味の特徴を知る 簡単な調理法を知る 好き嫌いを減らし何でも食べるようになる	栄養的理解を促す 食べ終えたら身の回りをきれいにするように促す 食前の手洗いの習慣付け 食前後の挨拶の習慣付け 歯磨きの習慣付け
小学 1年 — 3年	調理を楽しむ 食生活習慣・マナーの自立 行事食の知識を得る 食物の生産・流通について知る	食前の手洗い・挨拶・歯磨き・排泄の自立をみる 配下膳への参加を促す 箸の持ち方を確認し必要な援助 買い物の機会に食生活への関心を高める 季節と文化（行事）と食事へのかかわりを伝える
4年 — 6年	調理の基本的技術 ・知識を学ぶ 広く食材や、調味料を知る 料理名を知る 食中毒・害虫など衛生面の知識を持つ	調理をする人に感謝の気持ちを抱くような働きかけをする グループや周りの人の気持ちを考えたマナーを促していく 旬の食材が食事に出た時など、その名前や特徴を理解させる 片付けへの参加
中学生	調理方法のマスター 栄養素の理解 添加物について知る ダイエットと食の関係を学ぶ 基本的な調理のマスター 食品の鮮度、品質表示、賞味期限などの知識を得る	五大栄養素について理解させる 栄養指導 レストランなど改まった場所で食事の体験をさせ、マナーを完成させる 社会、環境と食生活の関係に関心を持たせる 自立した調理実習ができるよう援助 調理の応用を身に付けさせる
高校生	食の自立 環境と食生活の関係に関心を持つ 予算の中で栄養を考慮してメニューを立案し、食材を選び購入。衛生面も考えながら調理ができるようになる	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 自立計画の具体的実施のため、食生活委員会（月1定例）を開催する。委員は各寮委員の他に児童会からの「準委員」をおき、児童の意見を反映させる。 毎年、嗜好調査、残食調査などを児童会と共にに行い食生活の向上を計る。 	

出典：荻野利江（神奈川県立中里学園）「児童養護施設における食教育」；臨床栄養 Vol. 101

No. 7 2002)

●地域からの発信

すべての子どもに豊かな食体験の場を提供するためには、地域において、地域住民の主体的な取組をはじめ、さまざまな機関や団体が特徴をもった取組を推進していくことが求められます。

現在、国民健康づくり運動として進められている「健康日本21」や「健やか親子21」は、2010年度を目途とした具体的な数値目標を提示し、国民の健康づくりへの主体的な取組とともに、関係機関や団体等が一体となってその取組を支援する環境づくりを進めるという考え方に基づくものです。これらを踏まえ、各地域においては、計画づくりやそれに基づく各種取組が進められています。

また、平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るために、地方公共団体及び事業主における10年間の集中的・計画的な取組を促進することをねらいとするものです。平成17年4月1日の施行に向けて、国が定める指針に即して、地方公共団及び事業主においては平成16年度中に行動計画を策定することとなっています。平成15年8月に告示された「行動計画策定指針」では、市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進として、「食育」の推進が盛り込まれました(35頁参照)。地域においては、さまざまな分野が連携しつつ、具体的な取組が推進されるような体制の整備を図ることが求められています。

ここでは、地域における具体的活動実践例として、都道府県、保健所、市町村において、具体的な行動目標を掲げ、関係機関や団体等のネットワークづくりを推進している取組をとりあげました。より多くの場で、子どもの成長に応じた取組を継続的に推進していくためには、そこに関わるさまざまな人々や機関が目標の共有化を図り、相互の連携を深めていくことが必要となります。

今後は、それぞれの取組を評価していく体制も重要になってきます。評価を通して、現在の取組の効果を検証し、より効果的な取組へと発展させていくことが求められています。

「行動計画策定指針」における市町村行動計画・都道府県行動計画の内容に関する事項（一部抜粋）－「食育」の推進－

○市町村行動計画 －「食育」の推進－

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が生じている現状に堪がみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

○都道府県行動計画 －「食育」の推進－

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

地域における具体的活動実践例

茨城県食育推進行動指針（茨城県食育支援ネットワーク会議）

1 策定の趣旨

「食育」とは、「食」を通して、親子の心のつながりを深め、子どもの心の健やかな発達を促すとともに、家庭や社会の中で、一人ひとりが「食べること」の意味を理解し、QOL*）や健康の向上につながる良好な食生活を実践できる力を育むことである。

子どもの健全育成のために不可欠な「食」については、家庭だけの問題ではなく、子どもの発達段階に応じて、保育所、幼稚園、学校、医療機関、生産者、食品流通産業、外食産業、行政等の関係機関・団体の連携により、社会全体で取り組む必要がある。このため、各関係機関・団体が食育に対する共通認識を持つと同時に、自主的、かつ、連携しながら食育の推進に取り組むことができるよう「茨城県食育推進行動指針」を策定するものとする。

* QOLとは…「Quality Of Life」の頭文字をとったもので、日本語では「生活の質」「生命の質」「人生の質」などと訳される。人が人として有意義に生きるにはどうしたらよいかというテーマ全般を指す。

2 指針の性格

指針は、この2つの県の計画に基づき、各関係機関・団体が食育の推進をどのように図っていくかの「道しるべ」となるものである。

指針は各関係機関・団体の行動を束縛するためのものではないが、指針に盛り込まれていることについては、各関係機関・団体は積極的に実施するよう努めるものとする。

3 行動指針

（1）食育推進のための連携

「健康いばらき21プラン」や「大好きいばらきエンゼルプラン21」においては、「行政、関係団体、保育所、幼稚園、学校等の関係者により食育支援ネットワークを形成し、地域・職域や学校ぐるみによる食育を推進する。」ことが示されている。

また、保護者の食育に関する意識や生活習慣等を明らかにするため、県と社団法人茨城県栄養士会とが平成13年度に「子どもの食育に関する実態調査」を実施したが、その報告書の中で、今後、食育を推進していくためには、「各関係機関等が役割を担いながら、子どもにとって望ましい食環境を整え、食育推進のためのネットワークづくりを行うことが重要である。」ことが示されている。

これらを踏まえ、平成14年度において、各関係機関・団体の代表者や学識経験者から構成される「茨城県食育支援ネットワーク会議」が設置されたところである。

このネットワーク会議においては、食育に関して各構成員が共通理解を持つと同時に、実践の場としての家庭や保育所、幼稚園、学校等と、それをとりまく生産者や食品流通関連産業、外食産業等の食環境の分野とが共働して幅広い観点から食育についての検討を行っていく。

今後、この会議が核となり、食育推進のためのネットワークを構築するとともに、各関係機関・団体が連携しながら食育の推進に努めるものとする。

(2) 目標値の設定

前記報告書の中で、食育を推進していくためには、「本県独自の目標値を設定し、有効な食育実践に取り組む必要がある。」ことが示されている。

これを踏まえ、下表のとおり具体的目標を定め、各関係機関・団体において目標達成に向け努めるものとする。

なお、目標年度は、「健康いばらき21プラン」及び「大好きいばらきエンゼルプラン21」の計画期間の最終年度に合わせ、平成22年度とする。

具 体 的 目 標

項目No	項 目	調査時数値 (注1)	目 標 値 (注2)
1 親が子どもに働きかけることで達成される項目			
(1)	子どもが朝食を毎日とる	77.9%	100%
(2)	家族揃って夕食をとる	57.2%	70%
(3)	子どもが食事のあいさつをする	54.2%	100%
(4)	よく噛んで食べる	76.6%	90%
(5)	歯磨きの習慣がある	80.2%	90%
(6)	食事に影響しない間食を与える	66.3%	90%
(7)	子どもが食事のお手伝いをする	67.2%	80%
2 地域や職域などの協力で達成される項目			
(1)	子どもが野菜づくりなどの体験をする	49.6%	80%
(2)	食品の栄養成分表示を活用する	27.1%	60%
(3)	講習会・学習会に参加する	20.1%	50%
(4)	コンビニエンス・ストア、スーパーマーケット等が健康に関する情報を提供する	(注3)	60%
(5)	飲食店、ファミリーレストラン等でヘルシーメニューを提供する	(注3)	60%
3 行動が変わることによって達成される項目			
(1)	肥満でない子ども	93.1%	95%
(2)	虫歯がない子ども	60.3%	75%
4 子どもの生活の質を示す項目			
(1)	子どもが食事を楽しいと思う	49.6%	80%
(2)	子どもの表情がイキイキしている	71.2%	90%

注1) 調査時数値は「子どもの食育に関する実態調査」(平成13年度実施)の結果による。

・対象 3～6歳児 2,568人 ・自記式アンケート ・約50項目

注2) 目標値は目標年度である平成22年度の達成目標である。

注3) 現時点のデータがない項目については、実態を調査したうえで必要に応じ目標値の修正を検討する。

(3) 目標達成に向けた具体的施策・取り組み

(2)の目標を達成するために、各関係機関・団体において、今後実施すべき具体的な施策・取り組みについては、次のとおりとする。 <以下、省略>

「21世紀を担う子どもたちの食育ガイドライン」

～保育園・幼稚園の園児への食育のために～（東京都南多摩保健所）

1 目的

生活習慣病の増加や様々な食生活の問題が指摘されている状況を改善し、住民が健やかな食生活をおくるために、生涯をとおして適切なタイミングで必要な食育が行われる環境づくりが必要である。

とりわけ、食習慣の基礎が形成される乳幼児が係わる保育園・幼稚園における食育は重要である。このため、園児への有効な食育が展開できるよう、市町村をはじめとする地域の関係機関・団体の連携により、乳幼児の食育目標、食育内容等について共通の認識を持つためのツールとして、「食育ガイドライン」を作成することにした。また、これに基づき、食育を推進するネットワークを構築していくことを目的とした。

2 検討の方法

地域の関係者により検討を行うため、保育園・幼稚園の園長・栄養士・教諭、保護者、学校給食センター、保健センター、保健所及び学識経験者等による検討会を設置した。平成13、14年で計6回の検討会を開催し、必要の都度、個別の意見交換を重ねた。事務局及び調整役は保健所が担当した。

3 事業内容

- (1) 保育園・幼稚園における食育実施状況調査
- (2) 食育についての検討
- (3) 「食育ガイドライン」の作成
- (4) 食育推進のためのネットワークづくり

4 検討結果

(1) 食育の到達目標

子どもたちのめざす姿を検討した。

【食育の到達目標】

食の楽しさ、大切さがわかる

(2) 食育目標と食育項目

すべての園児が卒園までに身につけたい食習慣の6つの具体的な食育目標と、それを具体化した21の食育項目を抽出した(表1)。21項目の食育項目を園児ひとりひとりが毎日の生活体験の中で、積み重ね、適切な食習慣が形成されることをめざす。

食育目標	食育項目
1 食に関心を持つ	① 食をとおして季節感や伝統行事を知る
	② 食事時のあいさつをする
	③ 食事前に手洗いをする
2 適切な食行動ができる	④ きちんろした姿勢で食べる
	⑤ 箸・スプーンなど食具が上手に使える
	⑥ むし歯と食事の関連がわかる
	⑦ ひどい偏食・好き嫌いが無い
	⑧ いろいろな味覚がわかる
3 決まった時間にしっかり食べる	⑨ 生活リズムと食事の関連がわかる
	⑩ 毎日朝食を食べる
	⑪ よく噛むことができる
	⑫ ひどいむら食い・遊び食べがない
4 食の正しい知識を知る	⑬ 肥満・やせなど、からだの発育と食事の関連がわかる
	⑭ 安全な食事に注意する
	⑮ 必要な栄養素や食事の量がわかる
	⑯ バランスのよい食事がわかる
	⑰ 間食のとり方がわかる
	⑱ 配膳、片付け、調理の手伝いをする
5 食事づくりに参加する	⑲ 食物の栽培や収穫を経験する
	⑳ 友達や家族と一緒に食べる(共食)
6 楽しくおいしく食事ができる	㉑ 友だちや家族と一緒に食べる(共食)
	㉒ 食事を楽しむ

(3) 食育のすすめ方と実施時期のめやす

食育をすすめるにあたっての参考として、すすめ方と実施する時期のめやすを一覧にまとめた(表2にその一部を例として記載)。

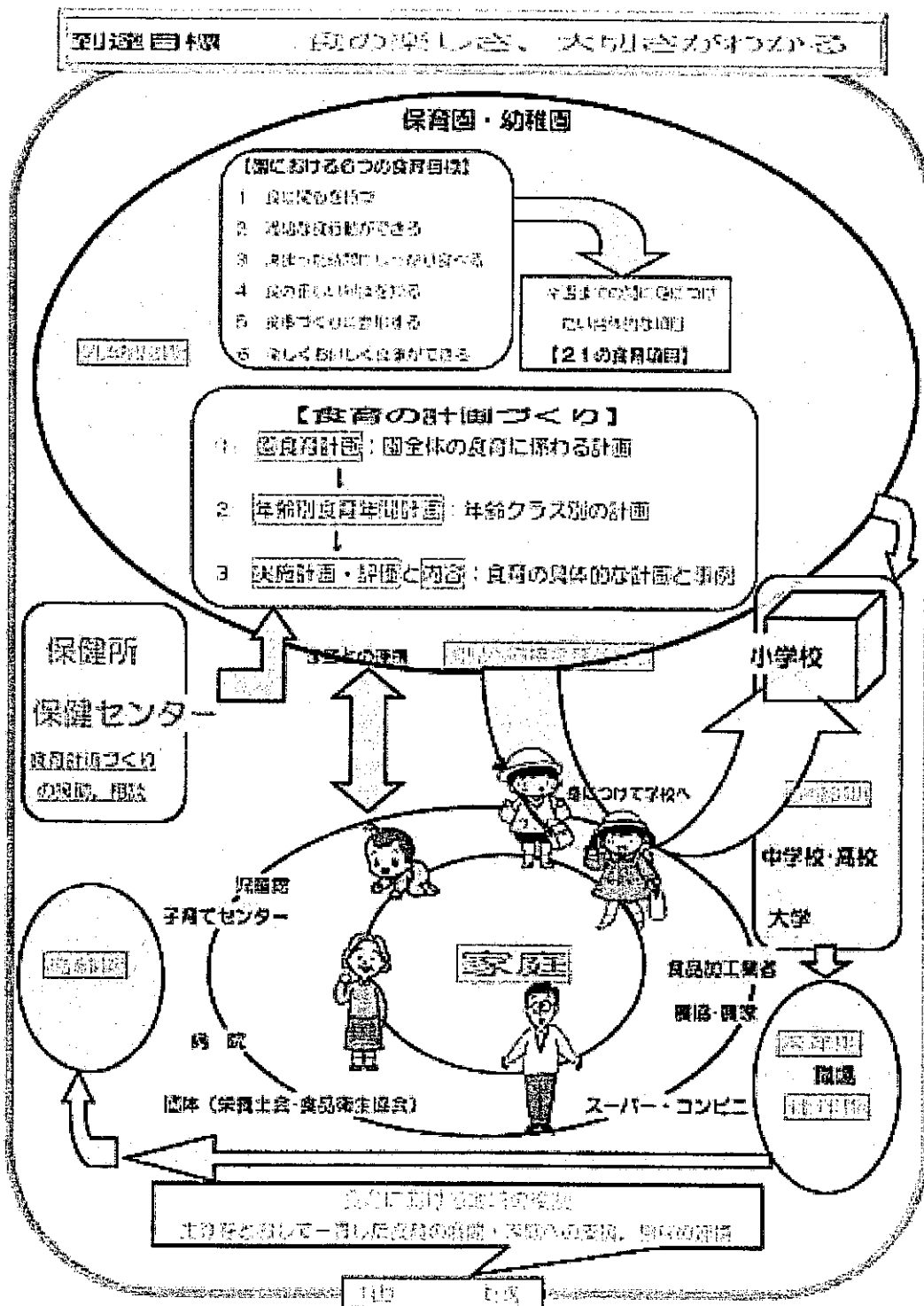
表2 食育のすすめ方と実施時期のめやす(例)

□ はスケール等により、約2/3の子どもが達成可能な事、そのほか、保育所保育指針等を参考にし、開始を始める時期をあらわす。

食育目標	担当	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					6歳									
		2	4	6	8	10	2	4	6	8	10	2	4	6	8	10	2	4	6	8	10	2	4	6	8	10	2	4	6	8	10	2	4	6	8	10					
食について の関心をもたせ、 興味をもたせる																																									
楽しく おいしく 食べさせる																																									

※実施時期については、「保育所保育指針(乳幼児の発達レベル)」「幼児食の基本」「発達栄養指針」等を基に作成したものであり、あくまでも目安である。

《地域ぐるみの食育推進》イメージ図



飯伊地域食育プログラム

(長野県飯田保健所)

<テーマ>豊かな食卓づくりを通じて生きる力を育む～朝食をおいしく食べる～

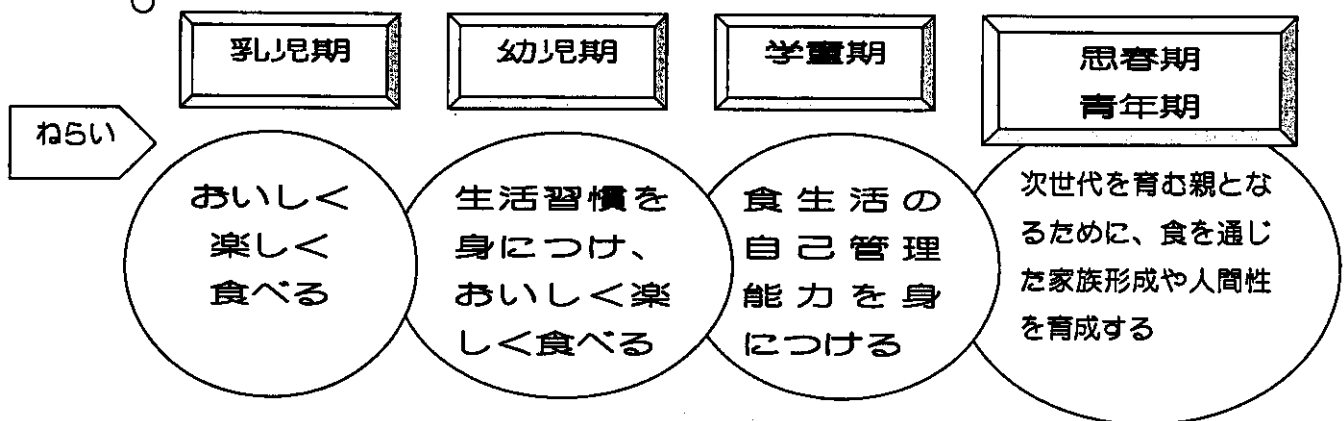
<テーマ設定の背景>

20歳代の朝食欠食者の割合が、男性 29.6%、(県 34.2%) 女性 28.8% (県 18.9%) と高い状況にある。(参考：平成13年度食生活改善推進協議会健康アンケート・県民健康栄養調査)

そこで、朝食欠食者の減少を、地域の優先課題として位置づけ、生活リズムを整え、朝食をおいしく食べる環境づくりを行うことで、食生活の自己管理能力を身につけ、生活習慣の改善と疾病の予防を図る。

キャッチフレーズ

～朝食から始まる豊かな食卓～



「飯伊地域食育プログラム」の評価方法

《経過評価》事業実施目標値の達成度を評価する

- (1) 食育推進連絡会議において、参加者が、事業の趣旨、必要性を理解し、各所属機関や団体へ、本事業の説明・周知を行う等の協力、連携体制について確認する。
- (2) 連絡会議参加者が、各所属機関や団体における食育の取組みについて報告する。
 - ①市町村・保育所・食生活改善推進協議会の実施状況を保健所がまとめる
 - ②学校については、「学校給食委員会」を通じて状況を把握し、保健所がまとめる。

《影響・結果評価》事業効果目標値の達成度を評価する

(1) 食生活の目標 (影響評価)

〈現状値〉

〈目標値〉

- ①「朝食欠食者が減少する」 注1) 20歳代男性 29.6% 女性 28.8%→20%
- ②「主食・主菜・副菜(又は具の多い汁物)をそろえて食べる」(自己管理能力)子どもが増える 注2) 小学校高学年 52.7%→60%

(2) QOLの目標 (結果評価)

- ①「朝食をおいしく食べる」子どもが増える 注2) 小学校高学年 92%→100%
- ②「食事づくりの楽しさを知る」子どもが増える 注2) 小学校高学年 81%→90%

注1) 平成13年度食生活改善推進協議会「健康アンケート」

注2) 平成15年度食生活改善推進協議会「朝食アンケート」

食育を推進するための連携と役割分担

年代	担当部署/担当者	ねらい	取り組み事項	事業内容	関係機関との連携	連絡会等	評価方法
乳児期	地域 ＜市町村＞ 保健師 栄養士 歯科衛生士	◎生活習慣を身につけ、食事をおいしく楽しく食べる	離乳食教室、遊びの教室、臨診、訪問等の際に家庭への働きかけ	◎生活習慣の大切さ ◎こころを育てる楽しい食卓づくり ◎発達に即じた食卓づくり	子育て支援センター 栄養士 食 フォミリーサポートセンター 食改 監理医		◎臨診問診 ◎各種アンケート
幼児期	＜地域＞ 食生活改善推進協議会員 保健指導員 ＜市町村＞ 保健師 栄養士 歯科衛生士 ＜保育所＞ 保育士 栄養士 調理員 保護者会 ＜幼稚園＞ 教諭 栄養士 調理員 保護者会	◎生活習慣を身につけ、食事をおいしく楽しく食べる ◎朝食の大切さを知る ＜保護者＞ ・基本的な生活習慣を身につける ・朝食欠食をなくす環境づくり ＜幼児＞ ・家族そろって食事をすることの楽しさを知る ・朝食を食べる習慣をつける ・食事のマナー（あいさつ）を身につける	＜保護者＞ ◎保育参観時の講話・臨診時・試食会、調理実習、給食だよりによる啓発 ◎アンケートの実施(子どもの食卓づくりへの参加状況、手伝いに対する家族の理解等) ⇒「食の知識」の普及<食改> ◎「キッズ・イン・ザ・キッチン」運動の周知(手伝いを通じての学習)・事例集の作成<幼児> ◎絵本、紙芝居等による食教育、クッキング保育の実施 ◎地産地消の推進 ◎情報提供：保護所だより、市町村広報等	◎生活習慣の大切さ ◎朝食の大切さ(主食・主菜・副菜をそろえることの必要性、隔年朝食メニュー紹介) ◎こころを育てる楽しい食卓づくり(家族そろって食べる) ◎わが家・地域の伝統料理(楽しい食体験づくり)	市町村 栄養士会 保護者会 公民館 老人クラブ 子育て支援センター ファミリーサポートセンター 生産者 食生活改善推進協議会 保護所		◎給・ポスター・作文等こどもの気持ち表現できる方法での評価 ◎保護者へのアンケート
学童期	県教育委員会 教育事務所(担当室) ＜市町村教育委員会＞ 栄養職員 担当室 ＜小学校＞ 栄養職員 給食主任 栄養教諭 家庭科教諭 保護主事	◎朝食の必要性を理解し生活習慣を見直す ◎食を通じて家族形成や人間性を育成する ＜保護者＞ ・生活リズムの大切さを理解し、朝食欠食をなくす環境をつくる	＜保護者＞ ◎参観日、PTA 懇談会、育成会等の講話、給食だより、保護だよりによる啓発 ＜児童・生徒＞ ◎「親子の料理教室」等の開催、クラスレクリエーション等(学習体験の場) ◎「キッズ・イン・ザ・キッチン」運動の周知(手伝いを通じての学習)・事例集の作成<児童・生徒> ◎食教育の実施:子どもから子どもへの伝達授業、体重測定、給食、試食会・児童会・保護者委員会、給食委員会等 ◎ヘルスサポーター21事業<食改> ◎赤ちゃんふれあい体験学習 ◎地産地消の推進 ◎情報提供：保護所だより、市町村広報等	◎生活リズムの大切さ ◎朝食の大切さ:主食・主菜・副菜をそろえる ◎わが家の朝食メニュー紹介等 ◎楽しい食卓づくり ・郷土食・伝統料理:地域の食文化・旬のおいしさ ・家族のための食卓づくりの楽しさ ・食生活とところとの関係 ◎コンビニ活用時のポイント、外食(ファーストフード等)、弁当等の賢い選択方法 ◎自分のからだにあった食事作り	市町村 栄養士会 公民館 児童館 老人クラブ 生産者 食生活改善推進協議会 保護所	食生活指針の普及 ◎学校保護委員会等各種連絡会 ＜市町村単位＞ ◎食育推進連絡協議会 ＜保護所＞	◎県民・健康栄養調査<県> ◎食生活アンケート<食生活改善推進協議会> ◎各種アンケート
思春期	＜中学校＞ 栄養職員 給食主任 栄養教諭 家庭科教諭 保護主事	＜児童・生徒＞ ・朝食をおいしく食べる ・食を通じて自分の身体の大切さを知る ・食生活の自己管理能力を身につける ・家族のための食卓づくりの楽しさを知る	◎食教育の実施:子どもから子どもへの伝達授業、体重測定、給食、試食会・児童会・保護者委員会、給食委員会等 ◎ヘルスサポーター21事業<食改> ◎赤ちゃんふれあい体験学習 ◎高校生への「食の出前講座」<保護所> ◎情報提供：売店、食堂等でのチラシ配布等	◎朝食の大切さ:主食・主菜・副菜をそろえる ◎コンビニ活用時のポイント、外食、弁当等の賢い選択方法 ◎自分のからだにあった食事作り ◎自分で作る隔年朝食メニュー紹介(ヘルシー・ダイエット等) ◎楽しい食卓づくり ・郷土食・伝統料理:地域の食文化・旬のおいしさ ・家族のための食卓づくりの楽しさ ・食生活とところとの関係	市町村 公民館 児童館 老人クラブ 生産者 食生活改善推進協議会 保護所		◎生活実態調査
青年期	県教育委員会 ＜保護所＞ 管理栄養士 保健師 ＜高等学校＞ 栄養教諭 家庭科教諭 ＜短大＞ 教員 大学生協	◎食生活の自己管理能力を身につける ◎次世代を育む親となるために、食を通じて家族形成や人間性を育成する ＜生徒＞ ・朝食をおいしく食べるために生活時間を見直す ・朝食の必要性を理解し、実践に結びつける。 ・食を通じて自分の身体の大切さを知る ・家族のための食卓づくりの楽しさを知る	＜生徒＞ ◎食教育の実施:家庭科・学級指導・生徒会活動・家庭科クラブ等 ◎食生活、生活時間の見直し ◎ヘルスサポーター21事業<食改> ◎赤ちゃんふれあい体験学習 ◎高校生への「食の出前講座」<保護所> ◎情報提供：売店、食堂等でのチラシ配布等	◎朝食の大切さ:主食・主菜・副菜をそろえる ◎コンビニ活用時のポイント、外食、弁当等の賢い選択方法 ◎自分のからだにあった食事作り ◎自分で作る隔年朝食メニュー紹介(ヘルシー・ダイエット等) ◎楽しい食卓づくり ・郷土食・伝統料理:地域の食文化・旬のおいしさ ・家族のための食卓づくりの楽しさ ・食生活とところとの関係	学校医 食生活改善推進協議会 保護所		◎生活実態調査

☆ 健康グレードアップなごの21
☆ 飯伊地域健康づくり計画
☆ 市町村健康増進計画

食を通したすこやか子どもネットワーク事業

(宮城県塩竈市)

1. 事業の趣旨

近年、情報化・国際化・少子化・価値観など多様化した社会環境の変化に伴い、こどもの生活環境も変わってきている。食生活に関する問題も山積しており、生活習慣病の低年齢化の傾向、更には食生活と心との関連についても論議されている。

このような現状から、望ましい食習慣を身につけ、将来の健康確保のために、地域・児童福祉施設・学校・地区組織等との連携を図り、本市の第4次長期総合計画の施策である『健康に暮らせるまちづくり 健康づくりの推進』を基盤にし、本事業を展開する。

2. 事業目的

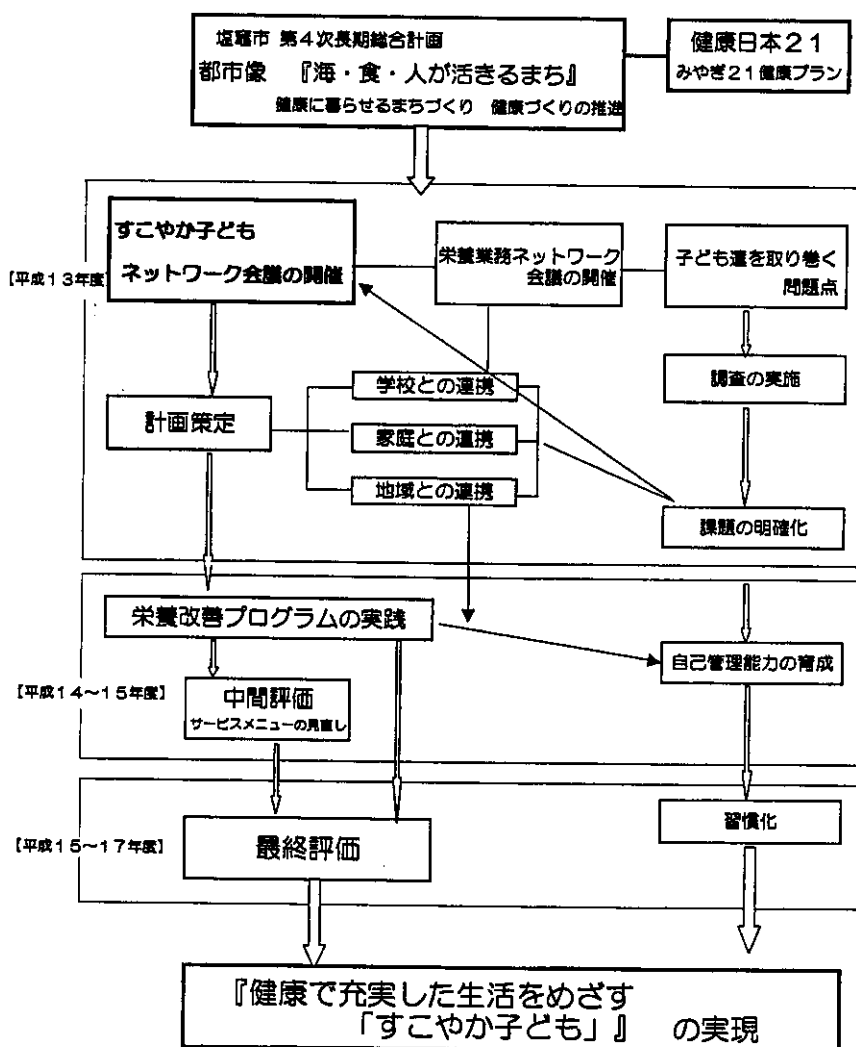
子どもたちの生涯にわたる健康づくりの望ましい生活習慣を確立するために、学校・家庭・地域・行政とのネットワーク活動を進めながら、食を通した健康教育を推進する。

3. 事業期間

事業の期間は、2005年度までとする。

事業の評価は、2003年度に中間評価を行うとともに、2005年度に最終評価を行い、その評価をその後の事業の推進に反映する。

「食を通したすこやか子どもネットワーク事業」の全体構想



4. 推進体制

1 すこやか子どもネットワーク会議の開催

(1) 目的

本市の子ども達の健康を取り巻く地域保健、学校保健関係者及び地域住民が連携し、生活習慣病予防の重点対象時期である幼児期及び児童・生徒期における食生活実態を把握し、改善目標の周知と意識の高揚を図ることを目的とする。

(2) 構成

教育機関【幼稚園 保育園 学校(校長会 学校栄養士会 養護部会)】 家庭【育児サークル連絡会 市PTA連合会】 地域【団地水産加工業協同組合 食生活改善推進員会 健康推進員の会 キッズボランティア】 行政【宮城県保健所 塩竈市<政策課 社会福祉事務所(保育指導係 子育て支援センター 児童館) 学校教育課 生涯学習センター 水産課 健康課】

(3) 開催回数 平成14年度：年5回 15年度以降：年2～3回の予定

(4) 内容 ア. 具体的目標値の設定

- イ. 子どもたちの健康づくりを実現するための条件整備の検討
- ウ. 実現できるようなアイデアの構築
- エ. 協力体制の推進

2 栄養業務ネットワーク会議の開催

(1) 目的

本市の子ども達の健康に関し、食生活について広く情報交換やそれぞれの専門性を活かした食生活改善活動の推進を図る。

(2) 構成

保健所栄養士, 教育委員会栄養士, 学校栄養士(小・中代表1名), 保育指導係栄養士, 保育園栄養士, 病院栄養士(代表1名), 健康課栄養士

(3) 開催回数 必要に応じて随時

(4) 内容 ア. 子ども達の食生活に関する情報

- 交換ならびに学習会の参加
- イ. 子ども達の食生活に関する調査協力ならびに改善目標の検討
- ウ. 各業務の協力体制の推進

食を通じた子どもの健康づくり改善目標

(平成13年度調査結果から以下の5項目を改善目標とした。)

1. 朝食をしっかりと食べましょう
2. 食事は家族と楽しく食べましょう
3. バランスよく食べましょう
4. 野菜は毎食食べましょう
5. 「さかなのまち 塩竈」に親しみましょう

食教育事業の展開

(●事業名)

<p>健康福祉部健康課</p> <p>〈主管〉健康課(食生活改善推進員会)</p> <p>●広報しおがま「すこやか塩竈っ子の食情報」●さかなのまち塩竈探検隊●塩竈っ子ママの簡単クッキング出前教室●塩竈っ子のためのおすすめ料理集の発行●オリジナルエプロンの作成●子育て講座●しおがまの食材をつかった給食メニューを楽しむ会●おいしいコンサート●こども料理教室</p>	<p>社会福祉事務所</p> <p>〈主管〉保育指導係/児童館/子育て支援センター</p> <p>●給食指導●給食だよりの発行●クッキング保育●幼児クラブ栄養相談●学童クラブクッキング教室●放課後児童クラブ指導員研修会●育児サークル栄養講習会</p>	<p>教育委員会</p> <p>〈主管〉教育委員会/学校/父母教師会/生涯学習センター(育児支援ボランティア)</p> <p>●学校給食調理員研修会●かまぼこ贈呈式●学校給食まつり●総合学習●給食・保健指導●給食だよりの発行●「子育てのつどい」●給食試食会講話●料理講習会●こども料理教室</p> <p>地域</p> <p>〈主管〉団地水産加工業(協)/商工会議所青年部市・地域との協働事業</p> <p>●魚食普及事業●こどもたちの異文化交流イベント●こどもフェスタ in 塩竈</p>
--	--	--